

SSC
 埼玉県障害者社会参加推進
 センターだより

令和4年3月30日 132号

編集
 埼玉県障害者社会参加推進センター
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
 県障害者交流センター内
 TEL 048-825-0707
 FAX 048-825-3070

メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp
 HPアドレス http://saitama-shokyo.org/info/
 発行 NPO法人埼玉障害者センター
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
 頒行 価 一部100円(会費に含まれます)
 発 行 日 10日・20日・30日



障害者交流センターホールにて全体研修会

佐藤陽教授による講演



コロナ禍で開催ができたかど
 うか不安でしたが、1年半ぶり
 の開催となった当協議会主催の
 全体研修会が昨年12月17日に障
 害者交流センターホールにおい
 て2部構成で開催しました。



特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事

田中 一

誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして
 コロナ禍での1年半ぶりの全体研修会を開催

①誰もが安心して暮らせる地域とは：
 ・働く機会や周りの人や社会と関わる
 ・(役割をもつ) ことから生きがいを得られる
 ・自分を知っている人、認めてくれる人、承認欲求を満たす人間関係がある

第1部は佐藤陽^{さとうあや}十文字学園女子大学教授による「誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして」をテーマに講演をいただき、第2部では、「旧優生保護法一時金支給法」について、旧優生保護法一時金支給法周知協力員(埼玉県保健医療部健康長寿課所管) 田中^{たなかはじめ}一(埼玉県障害者協議会) が説明をしました。
 以下に概要を報告をします。

③人を幸せにするには何が必要か？
 ・1938年から724人の追

②人が生きていくためには「支え合う」ことが求められる
 ・人は「助ける」のはいいけど「助けられる」のは嫌う。一方的に「見守られる側」になるのは嫌(自尊心を損なう)
 ・支え合うには、「助け」「助けられ」のお互いさまの関係作りが必要。
 ・人は、人の役に立てると実感できれば自己肯定感が高まり、免疫力も向上する↓WIT Hコロナでは感染予防をして社会参加

「身近な地域における共助と互助による支えあい活動」
 「社会保障等の様々な法制度の充実と経済的な安定の確保」
 ・気軽に立ち寄り、自分を生かしたり、人と集える空間(居場所)がある
 ・地域の人々にともに受け止めていく(受容力)がある

跡調査の結果、ロバート・ウォールディング教授（ハーバードメデイカスクール）によれば、人を幸福にして健康にするには「良い人間関係」である

・家族、友人、コミュニティ等、周りとのつながりを持つている人は、そうでない人よりも幸せで健康で長生きする・身近な人たちとの関係の質が重要である

・良い関係は脳を守る↓↓身近な地域で豊かな人間関係づくり

2 「旧優生保護法一時金支給法」について

①優生保護法とは

・優性上の見地から不良な子孫の出生防止するとともに、母体の生命健康保護することを目的とした法律

（施行期間：昭和23年9月11日～平成8年9月25日）

・第4条（本人同意不要）、第12条（保護者義務者の同意必要）に基づき手術は、本人の同意なく障害者等に対し生殖を不能にする手術（強制不妊手術）を実施できることを規定

②埼玉県の状況

・埼玉県内では、昭和24年から昭和56年までの33年間に4条及び12条に基づき手術が行われていた。

特に昭和29年から昭和38年の10年間は319件（全体の79%、年平均32件）と多い。
・男女別・男性 164名（43.7%）女性 211名（56.3%）
・平均年齢・審査時28.8歳
現在93.9歳

③旧優生保護法一時金支給法の概要

・旧優生保護法の施行期間中、遺伝性疾患や障害などを理由に生殖を不能にする手術（強制不妊手術）を受けた方に国が一時金を支払います。（平成31年4月24日に法施行）

・対象となる方 次の(1)又は(2)に該当する方で、現在、生存している方

(1) 昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に、旧優生保護法に基づき手術を受けた方（母体保護のみを理由とした手術を除く）

手術を除く）

(2) (1)のほか、同じ時期に生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた方（治療を目的とする、優性思想に基づくものではない手術などを除く）

一時金支給について

一時金受給権は該当する方からの請求に基づき厚生労働大臣が認定します。
認定されると、一時金として320万円をお支払いします。

請求期限

法施行から5年以内（令和6年4月23日まで）

・埼玉県旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口

埼玉県では、一時金支給等についての請求受付や相談に応じるため、相談窓口を設置しています。

専用ダイヤル

048-831-2777
午前9時から午後5時

（土・日、年末年始を除く）

FAX

048-830-4804
専用メール：
a3570-12@.pref.saitama.lg.jp

「ご相談ください」

埼玉県社会福祉協議会
権利擁護センター

いしだ かずほ
石田 和保



権利擁護センターでは、障害のある方等を対象とした相談事業を実施しています。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進等に取り組んでいます。

※FAXはすべて（048）822-1406です。

相談日は月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）です。

● 権利擁護相談



障害のある方や認知症高齢者ご本人やご家族等からの生活上の困りごとについてご相談に応じます。相談内容によって専門的な相談機関をご紹介しますこともあります。また、弁護士や司法書士による法律相談（予約制）も行っています。

〈連絡先・受付時間〉

(048) 8222-1204・1240

(午前9時から午後4時)

※法律相談は、毎週水曜日・金曜日の午後1時から午後2時30分です。

● 障害者差別解消相談



障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供

といった、障害を理由とする差別に関するご相談に応じます。なお、障害を理由とする差別に関するご相談は地域における理解の促進が不可欠なため、まずはお住まいの市町村に設置されている相談窓口へご相談ください。

〈連絡先・受付時間〉

(048) 8222-1297
(午前9時から午後5時)

● 障害者虐待に関する相談



障害のある方の職場での虐待について届出・通報等の受付や障害者虐待に関するご相談に応じます。（市町村では、養護者・施設従事者・職場での虐待のいずれの届出・通報も受け付けています。）

〈連絡先・受付時間〉

(048) 8222-1297
(午前8時30分から午後5時15分)

● 日常生活自立支援事業
(あんしんサポートねっと、さいたま市はあんしんサポートさいたま)



障害や認知症によって判断能力が十分ではない人を対象に、市町村社会福祉協議会と本人が契約を交わして福祉サービスの利用のお手伝いやそれに伴う金銭管理、通帳等重要書類の預かりに応じます。利用の申込みやご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会で受け付けています。なお、本会では制度に関する問い合わせに応じます。また、ご本人の状況によっては成年後見制度の利用検討が必要な場合もあります。

〈連絡先・受付時間〉

(048) 8222-1194・1299
(午前8時30分から午後5時15分)

● 成年後見制度の利用促進



市町村社会福祉協議会が実施する法人後見事業を推進するとともに中核機関の受託に係る相談や支援を行っています。成年後見制度についてのご相談にも応じ、専門職につなぐことも可能です。

〈連絡先・受付時間〉

日常生活自立支援事業と同じです。

気になることがありましたらご相談ください。なお、対面のご相談にも応じていますが、可能な限り事前にご連絡の上ご予約ください。



私の歩んだ道

自立生活交流と作品展示会を終えて

埼玉県精神障害者家族会連合会 会長 一之瀬 昌明

昨年(2021年)、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった交流会と作品展がやっと今年は開催できました。地元川越の家族会の皆さんが前々から会場を確保し、実施までの準備を綿密に考え当日を迎えました。

精神障害者と家族による 作品展示会

寄せられた作品は県内各地の家族会の皆さんが、日ごろ丹精込めて製作したもので、鑑賞に訪れた方々から素晴らしいという声をたくさんいただきました。当日の会場風景は、写真をご覧ください。

鑑賞された後のアンケートには様々なご意見や感想をいただきました。その中からいくつか紹介します。



- *交通の便が良い。静かにゆっくり楽しめた。
- *精神疾患についてのパネルを準備され啓発に努めている点、良かった。
- *一生涯懸命作品に取り組んで

いる姿が思い浮かびました。いろいろな思いや世界観があり素敵でした。
*自分にはできない才能を感じました。

*当事者も含め家族の方々が一体となつての作品展、発表の場があれば作者もやりがいが出てくるし、同じ環境の方々が集まる場があることが大切です。

*家族会の存続も大変な地域があると聞いています。このような催しが地域の垣根を越えて続くことを願っています。

《自立生活交流会》 私の歩んだ道

交流会はファシリテーターの檜村千寛さんをはじめピアサポーター2名、当事者7人の皆さんによって行われました。

一人ひとりの「リカバリーストーリー」が語られ、会場の皆さんからも質問や感想が出されました。当日のアンケートから

感想・ご意見を紹介します。

*当事者は仕事ができないうちに、多かれ少なかれ引け目を感じ、早く働けるようになりたいと思っ



るうと思う。親としては、期待しすぎず待つこと、責めないこと、信じることはエネルギーがいる。

親自身が当事者に目をむけすぎないで、自分の生活を豊かにできるように努力していきたくと思う。ちなみに我が家の息子はデイケアに通い就労のためのプログラムを受講している。まじめにやっているが自分なりの自信が持てないようでも悩んでいる状況。

*人前で話すのが苦手なのが

病気の特徴なのに、発表者の方たちの勇氣に素晴らしいと思えました。

親の立場で子（当事者）の自立したい気持ちを危ないからと抑えていたのではないかと？と反省の気持ちになり、発見でした。

*就職にたどり着いた方、まだまだ道半ばの方もいらして、いろいろな話が聞けてよかったです。当事者の会、こつこつピア活動があることは素晴らしいと思う。LINEでつながっている今どきのあり方、勉強になりました。

コロナ禍での開催でしたが、三密防止やいろいろな制約の中で埼玉県障害者社会参加推進事業を無事終えることができ、ご協力いただいた皆さんに感謝申し上げます。



コロナ下での合唱練習

コールファミリー団長 かねこ しょうじろう 金子 正次郎

コールファミリーは、県内の視覚障害者と晴眼者が一緒に歌う混声の合唱団です。

月に1度主に障害者交流センターの音楽室をお借りして、練習しています。結成は1973年ですので、来年は50周年です。50周年記念コンサートを目ざして猛練習、と言いたいところですが、新型コロナ下で、練習は一向に進みません。



確か一昨年の2月の練習の時に新型コロナウイルス感染症流行の話が出たと思います。その後は練習がストップしてしま

が中止になってしまいました。

昨年の10月にセンターのホールがお借りできたので、ささやかなコンサートを、計画しました。昨年から今年にかけて、お客様の前で歌う機会が、まったくありませんでしたので、主に練習の成果を聞いていただき、と言う企画でした。ところが蔓延防止対策で、歌うことは禁止となり、コンサートも中止せざるを得なくなりました。

2月中には、団員の多くが3回目のワクチン接種を受けられそうです。3月以後の活動に期待が高まります。令和4年度も、合唱教室とミニコンサートを、企画しております。ぜひお気軽に参加していただきたく思います。



ました。5月頃再開し、交流センターの指示で、検温・消毒・マスクの着用など感染対策をした上で、定員の半数と言う条件で、再開しました。センターの音楽室の定員は20人ですので、10人しか入れません。指揮者とピアニストが入ると団員は8人しか入れません。4部合唱をする時は、各パート2人づつとなつてしまいます。そのためにさいたま市内の公民館などの練習会場も探しました。どうしても見つからない時は、前半・後半に分けて、2部練習としました。近くからの参加者には頭を下げたお帰りいただく場面もありました。

そんな状況で、今年度は、4月5月10月、そして2月の練習

発達障害

と
過眠症

その眠気はどぢらぢらっ?

一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会 事務局

相談員

石橋 いしはし

優輝 ゆうき

その言葉を耳にする頻度から、

もしかや自分もと思わせる発達障害。じっとしてられない、コミュニケーションが苦手などの症状と言われると誰でも可能性があるかと思ってしまうそうです。有名人が発表することにより周知が加速しているように思いますが。そんな発達障害の知られていない側面に過眠症との併発があります。

これは発達障害の治療薬によ

り出してしまう眠気とは別の話です。関連については原因不明ですが、発達障害で過眠症を併発されている方は少なくありません。発達障害の治療薬による眠気があり、過眠症の眠気に追い打ちをかけます。しかし、過眠症の専門医は極端に少なく、発達障害と過眠症の両方に知見のある医者は本当に少ないと思います。

睡眠障害による国内の社会損失

は大きく、3兆4千億円にもなると言われています。

これは仕事でのミスや人材の損失に繋がります。小児期でも睡眠障害は10%程度いると言われていています。日本の子どもは世界でも睡眠時間が短いと言われ寝不足が生まれ、寝不足との見分けがつけ辛く睡眠障害の発見がさらに困難になっているということです。

精神障害と過眠症の共通する

問題点として診断が遅れるという点があげられます。過眠症で言えば日中の眠気や、朝起きられない起床困難は、学生のうちに誰もが経験したのではないでしょう。

発達障害と過眠症はともに入

口は精神科です。どちらも診断にはエピソードが重要になってきます。家族や友人との思い出がいざとう時に役に立てられるように心に刻んでおきましょう。



あはき法19条裁判

埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会 事務局長

平野 力三
ひらの りきぞう

2月7日最高裁判所第2小法
廷で、いわゆるあはき法19条裁
判の判決言い渡しがなされまし
た。

菅野博之裁判長の言い渡した
本文は、「原告人の上告を棄却
する。上告費用は、原告人の負
担とする。」というものでした。
国の勝訴であり、私たちが望
んでいた判決です。

あはき法とは、按摩・マッサ
ージ・指圧師、鍼師、灸師等に
関する法律をその頭文字で表現
した略称です。

あはき法19条は、視覚障害者
の按摩・マッサージ・指圧師
(以下、あま指師という。)の職
域優先を定めた条項です。

第19条

当分の間、文部科学大臣また
は厚生労働大臣は、按摩・マッ
サージ・指圧師の総数の内に視
覚障害者以外のものが占める割
合、按摩・マッサージ・指圧師
に係る学校または養成施設にお
いて教育し、または養成してい
る生徒の総数の内に視覚障害者
以外のものが占める割合その他
の事情を勘案して、視覚障害者
である按摩・マッサージ・指圧
師の生計の維持が著しく困難と
ならないようにするため必要が
あると認める時は、按摩・マッ
サージ・指圧師に係る学校また
は養成施設で視覚障害者以外の
ものを教育し、または養成する
ものについての第2条第1項の
認定またはその生徒の定員の増
加についての同条第3項の承認
をしないことができる。

すなわち、視覚に障害を有し
ないものを教育対象とした学校
養成施設の認可と定員の増加を
認めないことができる」と定めて
いるのです。

あはき法19条裁判とは、視覚
に障害を有しないもの(以下、
晴眼者という。)の鍼師、灸師
を養成している学校法人H医療
学園グループのあま指師養成課
程認可申請を国が非認定処分と
したことを不服として、国を相
手取って提訴したものです。



視覚障害者の職域優先を定め
たあはき法19条は、憲法第22条
1項の「職業選択の自由」に反
している。よって、国の非認定
処分は無効だとの主張です。

あはき業は、視覚障害者の専
業のように思われてきました。
しかし、今日においてこの業界
で視覚障害者は少数派です。鍼
師、灸師は全体の1割弱、あま
指師も2割り程度です。

私たち視覚障害あはき師は、
晴眼あはき師を敵と考えている
わけではありません。



しかし、機動力・事務力にお
いて優位な晴眼者の増加は、私
たちの営業に多大な影響を及ぼ
すことは明らかです。

2016 (平成 28) 年 7 月 日
医療学園グループは、その施設のある地域の裁判所 (仙台、東京、大阪) に提訴しました。被告である国の反論は、次の通りです。

視覚障害者の生計は、あはき業とりわけあま指業に大きく依存しており、1964 (昭和 39) 年の立法事実は今も存在している。

晴眼者を養成の対象とするあま指師養成施設も存在しており、19 条による制限は限定的である。よって、本条が公共の福祉に著しく反するとはいえない。それゆえ、あはき法 19 条は、合憲である。

同年 11 月には、関係団体による連絡会も結成され、あはき法 19 条を守る運動がスタートしました。公正裁判を求める署名運動、傍聴活動、あはきの情勢に関わる学習会などにそれぞれの団体が取り組みました。

仙台・東京・大阪の地裁・高裁とも、国の勝訴で、戦いの場は、最高裁に移りました。結果、冒頭の判決へと至ったしだいです。

法廷においてあはき法 19 条を守ることはできませんでした。

しかし、あま指師養成課程を持つ養成施設の経営に、意欲を燃やす学校法人は多数あります。今後も、新卒の動きも予想されます。

私たちは、視覚障害者の職域維持のために、今後も学習と運動を継続していこうと考えています。



賛助会員加入のコーナー 私たちは、埼玉県障害者協議会の活動を応援しています

晃新印刷

〒336-0931 埼玉県さいたま市緑区原山2-23-25
電話 048-887-8006 FAX 048-887-3444

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会は、すべての人にスポーツを楽しんでほしい。「競技」だけでなく、日常的に取り組めるスポーツ活動を応援したい。をスローガンに日々活動しています。障がいがあるなしにかかわらず、健康で元気に生活するために、スポーツの持つ様々な要素・スポーツの力が必要です。今後とも、埼玉県障害者協議会同様ご支援ご協力をお願いいたします。

< 賛助会員加入のお願い >

埼玉県障害者協議会の目的に賛同しご協力頂ける、個人及び団体を募集しております。賛助会員には年 8 回の会報の送付、各種研修会・講演会などのご案内を送付いたします。賛助会員の会費は、年一口 2,000 円です。入会をご希望の方は、下記の口座へお振り込み下さい。



< 郵便振替 > 【口座番号】 00130-9-673233
【口座名称】 特定非営利活動法人 とくていひえいりかつどうほうじん 埼玉県障害者協議会 さいたまけんしょうがいしやきょうぎかい

編集後記 ▼つつましい暮らしが、突然、土足で踏み込まれ戦場化してしまったウクライナ。プーチン・ロシアの気は確かかと。一瞬にして戦火に包まれるウクライナ。まるで TV ドラマのようだ。▼差別や偏見の荒野を耕し続ける障害者たち。一刻も早く春が来るように。平和がくるように願わずにはいられない。(國松)